

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 7 年 3 月

鳥 栖 市

3 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第 1 号	鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	4
議案甲第 2 号	鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する条例	6
議案甲第 3 号	鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1 3
議案甲第 4 号	鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2 0
議案甲第 5 号	鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4 9
議案甲第 6 号	鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 3
議案甲第 7 号	鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	5 7
議案甲第 8 号	鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	6 3
議案甲第 9 号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	6 6
議案甲第 10 号	鳥栖市資源物広場条例	7 5
議案甲第 11 号	鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	7 7
議案甲第 12 号	鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例	8 0
議案甲第 13 号	鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	8 1
議案甲第 14 号	鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	8 3
議案甲第 15 号	鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例	8 5
議案甲第 16 号	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	8 6
議案甲第 17 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について	後送
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	後送
議案乙第 3 号	令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案乙第 4 号	令和 6 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案乙第 5 号	令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案乙第 6 号	令和 6 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 7 号	令和 6 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 8 号	令和 6 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊

議案乙第 9 号	令和 7 年度鳥栖市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 10 号	令和 7 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案乙第 11 号	令和 7 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案乙第 12 号	令和 7 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算……………	別冊
議案乙第 13 号	令和 7 年度鳥栖市水道事業会計予算……………	別冊
議案乙第 14 号	令和 7 年度鳥栖市下水道事業会計予算……………	別冊
報 告 第 1 号	専決処分事項の報告について……………	8 7

議案甲第 1 号

鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（用語） 第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。	（用語） 第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。<u>以下「政令」という。</u>）で使用する用語の例による。 <u>（本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る帳簿）</u> 第 3 条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、実施機関等の規則（規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、当該実施機関等が保有している本人の数が政令第 2 0 条第 2 項に定める数に満たない個人情報ファイルについて、法第 7 4 条第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 1 0 号並びに政令第 2 1 条第 6 項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「<u>条例個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。 <u>2 法第 7 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、条例個人情報ファイル簿について準用する。この場合において、同条第 2 項第 1 号中「第 1 0 号まで」とあるのは、「第 8 号まで及び第 1 0 号」と読み替えるものとする。</u> 第 4 条・第 5 条 略
第 3 条・第 4 条 略 （開示決定等の期限の特例） 第 5 条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 5 日以内にその全てについて開示決	第 6 条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 5 日以内にその全てについて開示決

定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>第6条・第7条</u> 略	定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>第7条・第8条</u> 略
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定による作成及び公表をしなければならない実施機関は、この条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までに、この条の規定による作成及び公表をしなければならない。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

条例個人情報ファイル簿を作成し、及び公表したいため、この案を提出する。

議案甲第2号

鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部を改正する条例

(鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第1条 鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(罰則) 第16条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。	(罰則) 第16条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。

(鳥栖市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 鳥栖市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上	第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以

の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

（鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 鳥栖市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない

分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受

処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受

けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

（鳥栖市消防団条例の一部改正）

第4条 鳥栖市消防団条例（昭和29年条例第42号）の一部を次のように改正する。

けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員になることはできない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員になることはできない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

(鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられて退職した者 (2)～(5) 略	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて退職した者 (2)～(5) 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期

拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前の条例の規定によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（鳥栖市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の鳥栖市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の鳥栖市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに鳥栖市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 号

鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	<u>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</u> 第 8 条の 2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの 2 前項の規定は、第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むの

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子という。次項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

に支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の2の1 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく

1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

（年次休暇）

第 12 条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 当該年の中途において新たに職員となる者 その年の在職期間を考慮して 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（年次休暇）

第 12 条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となる者 その年の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者

2・3 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

（以下この号において「地方公営企業の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2・3 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の

	<u>事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
--	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 鳥栖市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を次のように改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当	（部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当

該非常勤務職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

人事院勧告等に準じ、仕事と生活の両立支援の拡充のため、この案を提出する。

議案甲第4号

鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥栖市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鳥栖市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 (初任給、昇格、<u>昇給等の基準</u>) 第4条 <u>新たに職員となった場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</u> 2 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、<u>一般職に属する職員</u>の給与に関する事項を定めることを目的とする。 (<u>級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準</u>) 第4条 <u>市長は、条例、規則等の趣旨に従い、及び前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</u> 2 <u>職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</u> 3 <u>新たに職員となった場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</u> 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒</u>

3 前項の規定により職員（55歳に達した職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳に達した職員（規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

5～6 略

7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

8 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基礎給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を合わせて考慮するものとする。

5 前項の規定により職員（55歳に達した職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳に達した職員（規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7～8 略

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

10 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至

った場合

- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 第10条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1)・(2) 略

3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 第10条の2 第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 （当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額） とする。

(1)・(2) 略

3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなけれ

の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第2号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、交通機関等以外（以下「自動車等」という。）による通勤距離の合計が片道2キロメートル以上であることを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等（徒歩を除く。）によらなければ通勤することが著しく困難である職員を除く。）

(3) 通勤する前2号以外の職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その

は通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。

者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 交通機関等を利用せず徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び次号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、前号に定める額又は次号に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 その通勤距離(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その通勤距離及びその通勤回数)に応じ、月額31,600円を超えない範囲内で、市長が別に定める額を支給する。

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用距離及びその通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、31,600円を超えない範囲内で規則に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動に伴い所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤

3～6 略
(単身赴任手当)

のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略
(単身赴任手当)

第10条の2 公署を異にする異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額、30,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第11条 特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給し、その種類及び手当の額は次のとおりとする。

(1) 略

(2) 災害応急作業手当 日額 300円

第10条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第11条 特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給し、その種類及び手当の額は次のとおりとする。

(1) 略

(2) 災害応急作業手当 日額 1,080円

(3)～(5) 略

(6) 汚物処理従事者手当 月額 12,000円

(7) し尿処理従事者手当 月額 12,000円

(8) 火葬業務従事者手当 月額 7,500円

(9)～(13) 略

(14) 電気主任技術者手当 月額 2,000円

(15) 交替勤務特別手当（ただし、衛生処理場勤務職員で交替勤務に従事する者） 月額 5,000円

2・3 略

4 第1項のうち、手当の額が年額で定められているものについては、月の中途から新たに特殊勤務に従事した者には、その翌月から、特殊勤務に従事しなくなつた者には、その月までそれぞれ月割計算により算出した額を支給する。

5 定年前再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、市長が別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第16条の2 第7条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に規則で定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(3)～(5) 略

(6)～(10) 略

2・3 略

4 第1項のうち、手当の額が年額で定められているものについては、年の中途から新たに特殊勤務に従事した者には、その翌月から、特殊勤務に従事しなくなった者には、その月までそれぞれ月割計算により算出した額を支給する。

5 定年前再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当（月額及び年額で定められているものに限る。）の額は、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第16条の2 第7条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に規則で定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2・3 略 (期末手当) 第19条 略 2～4 略 5 給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>職務段階等</u>を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 <u>第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、予算の範囲内で期末手当の額を増額することができる。</u> (定年再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第22条 第8条、<u>第9条及び第9条の2</u>の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。	2・3 略 (期末手当) 第19条 略 2～4 略 5 給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上である職員で<u>規則で定めるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの</u>については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>職の職制上の段階等</u>を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 <u>第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (定年再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第22条 <u>第4条第3項から第9項まで及び第8条</u>の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
定年前 短時間	1	183,900	231,400	267,700	301,800	324,800	359,100	412,800
	2	185,000	232,900	268,800	303,300	326,700	360,800	414,700

勤務職員 以外の職員	3	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500	416,600
	4	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100	418,500
	5	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700	420,300
	6	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500	422,100
	7	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000	423,900
	8	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600	425,800
	9	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000	427,300
	1 0	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700	428,800
	1 1	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300	430,400
	1 2	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900	431,900
	1 3	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700	433,400
	1 4	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600	434,700
	1 5	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500	436,000
	1 6	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400	437,300
	1 7	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900	438,500
	1 8	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700	439,800
	1 9	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500	441,100
	2 0	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000	442,400
	2 1	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700	443,600
	2 2	215,800	259,700	291,400	333,300	359,700	394,200	444,400
	2 3	217,500	260,700	292,700	335,000	361,200	395,600	445,200
	2 4	219,100	261,700	294,000	336,700	362,700	397,000	446,000
	2 5	220,700	262,700	295,300	337,900	364,400	398,300	446,600
	2 6	222,400	263,700	296,300	339,800	366,200	399,600	447,200
	2 7	223,800	264,700	297,400	341,500	367,900	400,800	447,800
	2 8	225,200	265,600	298,500	343,100	369,600	401,900	448,400
	2 9	226,500	266,500	299,600	344,600	371,000	403,000	449,100
	3 0	227,800	267,300	300,800	346,300	372,300	404,200	449,900

3 1	229, 000	268, 100	302, 000	347, 900	373, 600	405, 300	450, 300
3 2	230, 200	268, 900	303, 300	349, 500	374, 900	406, 400	451, 000
3 3	231, 400	269, 700	304, 600	351, 200	376, 100	407, 100	451, 500
3 4	232, 500	270, 500	306, 000	353, 100	377, 000	407, 800	451, 900
3 5	233, 600	271, 300	307, 300	354, 900	378, 100	408, 500	452, 300
3 6	234, 700	272, 000	308, 600	356, 700	379, 200	409, 200	452, 700
3 7	235, 800	272, 700	309, 900	358, 200	379, 900	409, 800	453, 100
3 8	237, 000	273, 500	311, 200	359, 600	380, 800	410, 400	453, 500
3 9	238, 100	274, 300	312, 500	361, 000	381, 700	411, 000	453, 900
4 0	239, 100	275, 000	313, 800	362, 500	382, 600	411, 400	454, 300
4 1	240, 100	275, 700	315, 000	364, 000	383, 500	411, 800	454, 600
4 2	241, 000	276, 500	316, 400	364, 800	384, 300	412, 000	455, 000
4 3	241, 800	277, 300	317, 800	365, 800	385, 100	412, 300	455, 300
4 4	242, 600	278, 100	318, 900	366, 800	385, 800	412, 600	455, 600
4 5	243, 300	278, 800	319, 800	367, 700	386, 500	412, 900	455, 900
4 6	243, 900	279, 500	321, 100	368, 800	387, 200	413, 200	
4 7	244, 500	280, 200	322, 400	369, 700	387, 900	413, 500	
4 8	245, 100	280, 900	323, 700	370, 700	388, 700	413, 800	
4 9	245, 800	281, 600	324, 900	371, 600	389, 200	414, 000	
5 0	246, 500	282, 300	326, 200	372, 300	389, 700	414, 300	
5 1	247, 200	283, 000	327, 500	373, 000	390, 300	414, 600	
5 2	247, 700	283, 700	328, 700	373, 700	391, 000	414, 900	
5 3	248, 200	284, 300	330, 000	374, 100	391, 400	415, 100	
5 4	248, 500	285, 000	331, 100	374, 700	392, 100	415, 400	
5 5	248, 800	285, 700	332, 200	375, 400	392, 700	415, 700	
5 6	249, 100	286, 500	333, 300	376, 100	393, 200	416, 000	
5 7	249, 400	287, 200	334, 000	376, 400	393, 600	416, 200	
5 8	249, 800	287, 900	334, 900	377, 100	394, 200	416, 500	

5 9	250, 200	288, 500	335, 700	377, 800	394, 800	416, 800
6 0	250, 600	289, 200	336, 500	378, 400	395, 300	417, 100
6 1	251, 000	289, 800	337, 300	378, 700	395, 700	417, 300
6 2	251, 300	290, 600	337, 700	379, 200	396, 200	417, 600
6 3	251, 600	291, 200	338, 300	379, 800	396, 700	417, 900
6 4	251, 900	291, 700	339, 000	380, 400	397, 300	418, 100
6 5	252, 200	292, 200	339, 800	380, 700	397, 600	418, 300
6 6	252, 500	292, 800	340, 500	381, 400	398, 000	
6 7	252, 800	293, 300	341, 200	382, 100	398, 400	
6 8	253, 100	293, 900	341, 800	382, 700	398, 800	
6 9	253, 400	294, 400	342, 300	383, 100	399, 100	
7 0	253, 700	294, 900	342, 900	383, 600	399, 400	
7 1	254, 000	295, 500	343, 400	384, 200	399, 700	
7 2	254, 300	296, 100	344, 000	384, 700	400, 000	
7 3	254, 600	296, 700	344, 300	385, 200	400, 200	
7 4	254, 900	297, 100	344, 800	385, 800	400, 500	
7 5	255, 200	297, 500	345, 200	386, 300	400, 800	
7 6	255, 500	297, 800	345, 700	386, 600	401, 000	
7 7	255, 800	298, 000	346, 100	387, 100	401, 200	
7 8	256, 100	298, 300	346, 600	387, 600	401, 500	
7 9	256, 400	298, 500	347, 100	388, 000	401, 800	
8 0	256, 700	298, 800	347, 600	388, 300	402, 000	
8 1	257, 000	299, 000	347, 900	388, 700	402, 200	
8 2	257, 300	299, 200	348, 300	389, 200	402, 500	
8 3	257, 600	299, 500	348, 700	389, 600	402, 800	
8 4	257, 900	299, 800	349, 100	390, 000	403, 000	
8 5	258, 200	300, 100	349, 400	390, 300	403, 200	
8 6	258, 600	300, 400	349, 800	390, 800		

	8 7	258, 900	300, 700	350, 200	391, 200			
	8 8	259, 200	301, 000	350, 600	391, 600			
	8 9	259, 500	301, 300	350, 800	391, 900			
	9 0	259, 900	301, 600	351, 200	392, 500			
	9 1	260, 300	301, 900	351, 600	392, 900			
	9 2	260, 600	302, 300	352, 000	393, 300			
	9 3	260, 900	302, 500	352, 200	393, 600			
	9 4		302, 700	352, 600				
	9 5		303, 000	353, 000				
	9 6		303, 400	353, 400				
	9 7		303, 600	353, 700				
	9 8		303, 900	354, 100				
	9 9		304, 300	354, 500				
	1 0 0		304, 700	354, 900				
	1 0 1		304, 900	355, 400				
	1 0 2		305, 200	355, 800				
	1 0 3		305, 500	356, 200				
	1 0 4		305, 800	356, 600				
	1 0 5		306, 000	357, 100				
	1 0 6		306, 300	357, 500				
	1 0 7		306, 600	357, 800				
	1 0 8		306, 900	358, 100				
	1 0 9		307, 100	358, 600				
	1 1 0		307, 500					
	1 1 1		307, 900					
	1 1 2		308, 200					
	1 1 3		308, 400					
	1 1 4		308, 700					

	1 1 5		309, 000					
	1 1 6		309, 400					
	1 1 7		309, 600					
	1 1 8		309, 800					
	1 1 9		310, 100					
	1 2 0		310, 400					
	1 2 1		310, 800					
	1 2 2		311, 000					
	1 2 3		311, 300					
	1 2 4		311, 600					
	1 2 5		311, 900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192, 000	219, 500	262, 300	282, 100	298, 200	323, 700	366, 400

（鳥栖市現業員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 鳥栖市現業員の給与の種類及び基準を定める条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（定年前短時間勤務職員等についての適用除外） 第6条 第2条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び退職手当は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員については、支給しない。	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第6条 第2条に規定する給与の <u>種類</u> のうち、扶養手当及び退職手当は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> （地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により <u>任期を定めて</u> 採用された職員については、支給しない。

（鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（給与に関する特例） 第7条 略 2・3 略 <u>4 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号級の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> （鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条の2まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、<u>同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>	（給与に関する特例） 第7条 略 2・3 略 <u>4 第2項の規定による号級の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> （鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、<u>第8条及び第9条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項、<u>第16条の2第1項、第17条、第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「この条例」とあるのは、「この条例及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第17条中「職務にある職員」とあるのは「職務にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定によ</u>

(鳥栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第10条 鳥栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第17号。以下「企業職員給与条例」という。)第4条から第5条の2まで及び第13条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。

2 前項の企業職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる企業職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付企業職員業績手当として支給することができる。

り任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」する。

(鳥栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第10条 鳥栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第17号。以下「企業職員給与条例」という。)第4条から第5条の2までの規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。

2 前項の企業職員に対する企業職員給与条例第11条の2及び第11条の3第1項の規定の適用については、企業職員給与条例第11条の2中「職務にある職員」とあるのは、「職務にある職員(鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和4年条例第16号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、企業職員給与条例第11条の3第1項中「職にある職員(以下「管理職員」という。)」とあるのは「職にある職員(鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和4年条例第16号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」という。)」とする。

(鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和6年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の改正規定を次のように改める。

改 正 前	改 正 後
(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」とする。

(鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥栖市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後	
(育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第15条の2 育児短時間勤務をしている職員（以下この条において「育児短時間勤務職員」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第15条の2 育児短時間勤務をしている職員（以下この条において「育児短時間勤務職員」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
<u>第4条第1項</u>	略		<u>第4条第3項</u>	略
<u>第4条第3項</u>	略		<u>第4条第5項及び第6項</u>	略
<u>第4条第8項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>	<u>第10条第2項第3号</u>	略
<u>第10条第2項第3号</u>	略		<u>第13条第1項</u>	略
<u>第13条第1項</u>	略		<u>第13条第5項</u>	略
<u>第13条第5項</u>	<u>第2項</u>	<u>鳥栖市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第</u>		

		15号)第15条の 2
略		

(育児短時間勤務をしている任期付職員の給与の取扱い)

第15条の3 育児短時間勤務職員についての任期付職員採用条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける 号給に応じた額に、 <u>鳥栖市職員の勤務 時間、休暇等に関す る条例(平成7年条 例第2号)第2条第 2項の規定により 定められたその者 の勤務時間を同条 第1項に規定する 勤務時間で除して 得た数を乗じて得 た額とする。</u>
--------	------	---

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第15条の5 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規

略		

(育児短時間勤務をしている任期付職員の給与の取扱い)

第15条の3 育児短時間勤務職員についての任期付職員採用条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける 号給に応じた額に、 勤務時間条例第2 条第2項の規定に より定められたそ の者の勤務時間を 同条第1項に規定 する勤務時間で除 して得た数(以下 <u>「算出率」という。</u>) を乗じて得た額と する
<u>第7条第3項</u>	<u>相当する額と</u>	<u>相当する額にそれ ぞれ算出率を乗じ て得た額と</u>

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第15条の5 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規

定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

<u>第4条第8項</u>	<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>
	<u>勤務時間条例第2条第3項</u>	<u>勤務時間条例第2条第4項</u>
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	<u>任期付短時間勤務職員</u>
<u>第10条第2項第3号及び第22条(見出しを含む。)</u>	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

<u>第4条第3項、第5項、第6項</u>	<u>決定する</u>	<u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする</u>
<u>第10条第2項第2号及び第13条第2項</u>	定年前再任用短時間勤務職員	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>

			第 2 2 条	第 4 条第 3 項から 第 9 項まで及び第 8 条	第 8 条、第 9 条の 2 及び第 1 0 条の 2
				定年前再任用短時 間勤務職員	任期付短時間勤務 職員

(鳥栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 鳥栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(住居手当) 第 5 条の 2 住居手当は、次の各号に掲げる職員（別に定める職員を除く。）に対して支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、別に定める額を超える家賃（使用料を含む。）を<u>支払っている</u>職員 (通勤手当) 第 6 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、<u>その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 2 号に掲げる職員を除く。）</u>	(住居手当) 第 5 条の 2 住居手当は、次の各号に掲げる職員（別に定める職員を除く。）に対して支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、別に定める額を超える家賃（使用料を含む。）を<u>支払っている</u>職員 (通勤手当) 第 6 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）</u> (2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用するこ</u>

(2) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、交通機関等以外（以下「自動車等」という。）による通勤距離の合計が片道2キロメートル以上であることを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等（徒歩を除く。）によらなければ通勤することが著しく困難である職員を除く。）

(3) 通勤する前2号以外の職員
(単身赴任手当)

第6条の2 公署を異にする異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の3 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員（以下「管理職員」という。）が臨時的又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休

とを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(単身赴任手当)

第6条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の3 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員（以下「管理職員」という。）が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日

日又は第9条第1項の休日等（次条において「週休日」という。）に勤務した場合は、管理職員に対し支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員に対して支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第19条 第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。	又は第9条第1項の休日等<u>以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、管理職員に対し支給する。</u> （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第19条 第5条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により<u>任期を定めて採用された職員には適用しない。</u>
---	--

（鳥栖市条例を廃止する条例の一部改正）

第7条 鳥栖市条例を廃止する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	第76条 鳥栖市教育委員会事務局職員の給与に関する条例（昭和29年条例第78号）は、<u>廃止する。</u>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は公布の日から施行する。
（号給の切替え）
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の鳥栖市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鳥栖市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

職員の号給の切替表

旧号給 \ 職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1

14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25

42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	

70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70		
79	75	71	71		
80	76	72	72		
81	77	73	73		
82	78	74	74		
83	79	75	75		
84	80	76	76		
85	81	77	77		
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			

98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 号

鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員の退職手当に関する条例（昭和 2 9 年条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（退職手当の支給） 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 8 条第 1 項及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 4 年条例<u>1 6 号</u>）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2・3 略 （失業者の退職手当） 第 1 0 条 略 2～1 0 略 1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略	（退職手当の支給） 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 8 条第 1 項及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 4 年条例第<u>1 6 号</u>）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2・3 略 （失業者の退職手当） 第 1 0 条 略 2～1 0 略 1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 略

附 則

12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15～17 略

附 則

12 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導

を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥栖市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鳥栖市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 6 号

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 8 条の 3 第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条並びに第 18 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあ	（保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 8 条の 3 第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条並びに第 18 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあ

っては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているこ

っては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認

と。

- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

4・5 略

（食事の提供の特例）

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当

めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6・7 略

（食事の提供の特例）

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当

該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第7号

鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(対象者) 第3条 略 2 対象者は、次の各号により区分するものとする。 (1) 略 (2) 第2号対象者 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 <u>(3) 第3号対象者 第1号対象者及び第2号対象者以外の者</u> (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>第1号対象者</u>がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「一部負担金」という。）の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。 (1)～(6) 略 2 市長は、<u>第2号対象者がその疾病又は負傷について保険医療</u>	(対象者) 第3条 略 2 対象者は、次の各号により区分するものとする。 (1) 略 (2) 第2号対象者 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>対象者</u>がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「一部負担金」という。）の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。 (1)～(6) 略

機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療費のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その一部負担金の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。

(1) 県内に所在する保険医療機関等（薬局を除く。以下この号において同じ。）及び県外に所在する保険医療機関等で市長が別に定めるものにおいて次の医療を受ける場合

ア 入院 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額

イ 入院外 1回の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに500円（その一部負担金が500円に満たないときは、その額）を控除した額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等での3回目以降の受診については、当該一部負担金の額とする。

(2) 県内に所在する薬局において調剤を受け、その調剤に係る医療費に一部負担金がある場合 当該一部負担金の額

(3) 県外に所在する保険医療機関等（薬局及び第1号の市長が別に定めるものを除く。以下この号において同じ。）において次の医療を受ける場合

ア 入院 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額

イ 入院外 1回の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに500円（その一部負担金が500円に満

たないときは、その額）を控除した額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等での3回目以降の受診については、当該一部負担金の額とする。

(4) 県外に所在する薬局において調剤を受け、その調剤に係る医療費に一部負担金がある場合 当該一部負担金の額

(5) 保険医療機関等（薬局を除く。以下この号において同じ。）において次の医療を受け、その医療費の全額を負担した場合
ア 入院 1月間の医療費に係る一部負担金に相当する額から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金に相当する額が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額

イ 入院外 1回の医療費に係る一部負担金に相当する額から診療報酬明細書ごとに500円（その一部負担金に相当する額が500円に満たないときは、その額）を控除した額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等での3回目以降の受診については、当該一部負担金に相当する額とする。

(6) 薬局において調剤を受け、その調剤に係る医療費の全額を負担した場合 当該医療費に係る一部負担金に相当する額

3 市長は、第3号対象者がその疾病又は負傷について保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われる場合に、その医療費のうち社会保険各法に規定する保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その一部負担金の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。

(1) 県内に所在する保険医療機関等及び県外に所在する保険医

療機関等で市長が別に定めるものにおいて入院の医療を受ける場合 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額

(2) 県外に所在する保険医療機関等（前号の市長が別に定めるものを除く。）において入院の医療を受ける場合 1月間の医療費に係る一部負担金から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額

(3) 保険医療機関等において入院の医療を受け、その医療費の全額を負担した場合 1月間の医療費に係る一部負担金に相当する額から診療報酬明細書ごとに1,000円（その一部負担金に相当する額が1,000円に満たないときは、その額）を控除した額

（受給資格証）

第6条 略

2 対象者が第4条第1項第1号及び第2号、第2項第1号及び第2号並びに第3項第1号に規定する保険医療機関等において医療を受けるときは、受給資格証を提示しなければならない。

（助成の方法等）

第7条 市長は、第4条第1項第1号及び第2号、第2項第1号及び第2号並びに第3項第1号に規定する医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。この場合において、助成する額を保険医療機関等に支払ったときは、当該医療費の助成を受けるべき対象者の保護者に対し助成を行ったものとみなす。

2 第4条第1項第3号から第6号まで、第2項第3号から第6

（受給資格証）

第6条 略

2 対象者が第4条第1号及び第2号に規定する保険医療機関等において医療を受けるときは、受給資格証を提示しなければならない。

（助成の方法等）

第7条 市長は、第4条第1号及び第2号に規定する医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。この場合において、助成する額を保険医療機関等に支払ったときは、当該医療費の助成を受けるべき対象者の保護者に対し助成を行ったものとみなす。

2 第4条第3号から第6号までに規定する医療費の助成をする

号まで並びに第3項第2号及び第3号に規定する医療費の助成をするとき、又は市長が特別の理由があると認めたときは、対象者の保護者の申請により行うものとする。 3 略 (助成の制限) 第8条 略 2 第2号対象者及び第3号対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この条例に定める助成をしないものとする。 (1) 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第19号）の適用による医療費の給付を受けるとき。 (2) 鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第5号）の適用による医療費の給付を受けるとき。	とき、又は市長が特別の理由があると認めたときは、対象者の保護者の申請により行うものとする。 3 略 (助成の制限) 第8条 略 2 第2号対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定にかかわらず、この条例に定める助成をしないものとする。 (1) 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第19号）の適用による医療費の助成を受けるとき。 (2) 鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第5号）の適用による医療費の助成を受けるとき。
--	---

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年7月1日から施行し、改正後の鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日以後の医療に係る医療費から適用する。
(経過措置)
- 改正前の鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第2項第3号に規定する第3号対象者が令和7年4月1日から6月30日までの間に改正後の条例第4条第1号イ及び第2号に規定する医療を受けた場合の医療費の助成については、改正後の条例第7条第2項の規定の例による。
- 令和7年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)
- 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(助成の制限)	(助成の制限)

第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を助成しない。 (1)・(2) 略 (3) 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第7号) <u>第4条第1項、第2項第1号及び第2号並びに第3項第1号</u>の規定による医療費の助成を受けるとき。 (4) 略	第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を助成しない。 (1)・(2) 略 (3) 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第7号。以下「条例」という。) <u>第3条第2項第1号に規定する第1号対象者が条例第4条各号の規定による医療費の助成を受けるとき、又は条例第3条第2項第2号に規定する第2号対象者が条例第4条第1号及び第2号の規定による医療費の助成を受けるとき。</u> (4) 略
--	---

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

子どもの医療費の助成の範囲を拡大したいため、この案を提出する。

議案甲第8号

鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	<u>第5章 災害弔慰金等支給審議会</u> <u>(設置)</u> <u>第16条 法第18条の規定により鳥栖市災害弔慰金等支給審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> <u>(所掌事務)</u> <u>第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</u> <u>(1) 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関すること。</u> <u>(2) 災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認めること。</u> <u>(組織)</u> <u>第18条 審議会は、学識経験のある者その他市長が任命する委員5人以内をもって組織する。</u> <u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>3 委員は、再任することができる。</u> <u>(会長及び副会長)</u>

(委任)
第16条 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第21条 審議会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 第20条第4項の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、健康福祉みらい部において処理する。

第6章 雑則

(委任)

第24条 略

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖市災害弔慰金等支給審議会を設置したいため、この案を提出する。

議案甲第9号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第8条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の9.19</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第8条の2 第7条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,800円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第8条の3 第7条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））と同一の世帯に属する被保険者が	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第8条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の9.76</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第8条の2 第7条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,400円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第8条の3 第7条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））と同一の世帯に属する被保険者が

属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯 32,000円

(2) 特定世帯 16,000円

(3) 特定継続世帯 24,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第9条 第7条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.15を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円

(2) 特定世帯 5,500円

(3) 特定継続世帯 8,250円

属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯 33,500円

(2) 特定世帯 16,750円

(3) 特定継続世帯 25,125円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第9条 第7条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.86を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,700円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 7,725円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.59を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第10条の3 第7条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.33を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第10条の3 第7条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同

条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 22,400円

(イ) 特定世帯 11,200円

(ウ) 特定継続世帯 16,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,140円

条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 21,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,450円

(イ) 特定世帯 11,725円

(ウ) 特定継続世帯 17,588円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,790円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,700円

(イ) 特定世帯 3,850円

(ウ) 特定継続世帯 5,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,960円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,000

円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,210円

(イ) 特定世帯 3,605円

(ウ) 特定継続世帯 5,408円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,750

円

(イ) 特定世帯 8, 000円

(ロ) 特定継続世帯 12, 000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5, 100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 500円

(イ) 特定世帯 2, 750円

(ロ) 特定継続世帯 4, 125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430, 000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除

(イ) 特定世帯 8, 375円

(ロ) 特定継続世帯 12, 563円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 150円

(イ) 特定世帯 2, 575円

(ロ) 特定継続世帯 3, 863円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5, 800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 050円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430, 000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 5, 760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 400円

(イ) 特定世帯 3, 200円

(ウ) 特定継続世帯 4, 800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 200円

(イ) 特定世帯 1, 100円

(ウ) 特定継続世帯 1, 650円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 340円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に

く。) 1人について 6, 280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 700円

(イ) 特定世帯 3, 350円

(ウ) 特定継続世帯 5, 025円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1, 940円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 060円

(イ) 特定世帯 1, 030円

(ウ) 特定継続世帯 1, 545円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 220円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する額を減額した世帯

4, 320 円

イ 前項第 2 号アに規定する額を減額した世帯

7, 200 円

ウ 前項第 3 号アに規定する額を減額した世帯

11, 520 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 400 円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する額を減額した世帯

1, 530 円

イ 前項第 2 号ウに規定する額を減額した世帯

2, 550 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する額を減額した世帯

4, 080 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 100 円

3 略

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する額を減額した世帯

4, 710 円

イ 前項第 2 号アに規定する額を減額した世帯

7, 850 円

ウ 前項第 3 号アに規定する額を減額した世帯

12, 560 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 700 円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する額を減額した世帯

1, 455 円

イ 前項第 2 号ウに規定する額を減額した世帯

2, 425 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する額を減額した世帯

3, 880 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 850 円

3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥栖市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

国民健康保険税の税率を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第10号

鳥栖市資源物広場条例

(設置)

第1条 再資源化が可能な一般廃棄物（以下「資源物」という。）を適切に分別収集し有効利用に繋げるとともに、廃棄物の減量及び市民の分別意識の向上を目的として、資源物広場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資源物広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鳥栖市資源物広場

位置 鳥栖市真木町10番地

(事業)

第3条 資源物広場は、資源物等の受入れ及び一時保管を行う。

(開場時間及び休場日)

第4条 資源物広場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(1) 開場時間

ア 平日（火曜日を除く。） 午前9時から午後4時まで

イ 火曜日 午前9時から午後8時まで

ウ 土曜日 午前8時30分から正午まで

(2) 休場日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、当該休日（元日を除く。）が土曜日である場合は、この限りでない。

ウ 12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日

(利用者)

第5条 資源物広場を利用できる者は市民とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、広場の施設及び設備等を毀損したときは、市長の指示する期間内に原形復旧又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(鳥栖市条例を廃止する条例の一部改正)
- 2 鳥栖市条例を廃止する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	第77条 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例（昭和39年 条例第45号）は、 <u>廃止する。</u>

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

資源物広場を設置したいため、この案を提出する。

議案甲第 1 1 号

鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 2 0 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
鳥栖市が<u>設置する</u>一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 （目的） 第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（<u>同条第 8 項</u>の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、<u>同条第 1 項又は第 7 項</u>に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。	鳥栖市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 （目的） 第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（<u>同条第 9 項</u>の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）<u>又は法第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）</u>の規定に基づき、<u>法第 9 条の 3 第 1 項又は法第 9 条の 3 の 3 第 1 項</u>に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は<u>法第 9 条の 3 第 8 項（法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）</u>が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び<u>法第 8 条第 2 項各号</u>に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の告示)

第3条 略

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、市民環境部とする。

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(法第9条の3の3第2項の規定に基づく場合にあっては、焼却施設に限る。)とする。

(縦覧等の告示)

第3条 略

2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、前項第1号から第6号に掲げる事項に加え、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を市長へ届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、第1項の規定に準じて告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民環境部

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間(法第9条の3の3第2項の規定によるものにあつては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間)とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び

告示するものとする。 （意見書の提出先及び提出期限） 第6条 意見書の提出先は、<u>市民環境部</u>とする。 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。	提出期限その他必要な事項を告示するものとする。 （意見書の提出先及び提出期限） 第6条 意見書の提出先は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。 (1) <u>市民環境部</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所</u> 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日 <u>（市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合はその期間を経過する日）</u> までに、市長に意見書を提出することができる。
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

非常災害時の災害廃棄物を、迅速に処理したいため、この案を提出する。

議案甲第 12 号

鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

鳥栖スタジアム条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 （特例措置） 2～4 略	附 則 （特例措置） 2～4 略 <u>5 令和 7 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間における日本プロサッカーリーグ公式戦のスタジアム使用に係る別表第 1 のグラウンド使用料及び夜間照明施設使用料、別表第 2 の諸室使用料、電光掲示盤使用料、大型映像装置使用料及び諸室冷暖房使用料並びに別表第 3 の特別使用使用料（広告物等を設置するものに限る。）については、第 9 条の規定にかかわらず、免除することができるものとする。</u>

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）
スタジアム使用料の特例措置を設けたいため、この案を提出する。

議案甲第 1 3 号

鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。
鳥栖市消防団条例（昭和 2 9 年条例第 4 2 号）別表第 1 の改正規定を次のように改める。

改 正 前							改 正 後						
別表第 1							別表第 1						
区分	年額報酬	費用弁償					区分	年額報酬	費用弁償				
		鉄道賃	船賃	車賃	日当 （1 日に つき）	宿泊料 （1 夜につ き）			鉄道賃	船賃	車賃	日当 （1 日に つき）	宿泊料 （1 夜につ き）
消防団長	146,000 円	運賃及び 急行料金	運賃	実費	2,200 円	10,900 円	団長	149,000 円	運賃及び 急行料金	運賃	実費	2,200 円	10,900 円
消防副団長	105,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	副団長	107,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防分団長	74,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	分団長	76,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防副分団 長	60,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	副分団長	61,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防部長	54,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	部長	55,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防班長	46,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	班長	47,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
消防団員	41,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	団員	42,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	機能別団員	21,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
略							略						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖市消防団員の年額報酬を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 1 4 号

鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後			
別表 退職報償金支給額表 (単位 円)			別表 退職報償金支給額表 (単位 円)			
階級	勤務年数		階級	勤務年数		
	略	30 年以上		略	30 年以上 35 年未満	<u>35 年以上</u>
団長	略	979, 000	団長	略	979, 000	<u>1, 079, 000</u>
副団長	略	909, 000	副団長	略	909, 000	<u>1, 009, 000</u>
分団長	略	849, 000	分団長	略	849, 000	<u>949, 000</u>
副分団長	略	809, 000	副分団長	略	809, 000	<u>909, 000</u>
部長及び班長	略	734, 000	部長及び班長	略	734, 000	<u>834, 000</u>
団員	略	689, 000	団員	略	689, 000	<u>789, 000</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 15 号

鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

鳥栖市条例を廃止する条例（昭和 41 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	<u>第 78 条 鳥栖市スポーツ振興基金条例（平成 17 年条例第 9 号）</u> <u>は、廃止する。</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

鳥栖市スポーツ振興基金条例を廃止したいため、この案を提出する。

議案甲第16号

佐賀県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合規約を次のように変更することについて協議したいので、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療企業団」に、同表第3条第7号に関する事務の項中「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年3月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	2 1 , 4 5 0 円

2 事件の概要

令和7年1月18日午後1時ごろ、自宅の車庫から市道蔵上北田6号線へ出た際、土地区画整理で設置した市の境界プレートが右後輪に刺さり、損傷した。